

令和3年度：農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業
「第一段階整備着手・実施、第二・第三段階整備事業者及び実施用地の確保、
本取組の永続的な展開を図るための協定締結、エリアマネジメント組織設立に向けた推進業務」

公募型プロポーザル実施要領（案）

1. プロポーザル概要

(1) 目的

平成29年度から進めてきた「農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業」の実現に向け令和2年度において取組まれた“事業予定者・実施対象地・事業内容の確定、事業実施者と村とが共有を図った事業実施に向けての造成・配置計画及び基本的な設計概要、事業計画等の策定業務”を継承し、今年度は、第1段階整備着手・実施、第二・第三段階整備事業者及び実施用地の確保、本取組の永続的な展開を図るための協定締結、エリアマネジメント組織の設立に向けた推進を業務として行っていくため、本業務と類似の作業に精通し、実績を踏まえた検討・対応能力に秀でた実効性ある提案をプロポーザルの実施により広く募り、選定方法の公平性ならびに透明性の確保を図りつつ、この業務に最も適した者を当該業務の契約候補者として選定することを目的とする。

なお、本プロポーザルに関しては、随意契約の基本的な考え方を踏まえ、地方自治法234条を受けた政令167条の2第1項第2号の考え方に照らし合わせ、「3. 企画競争により選考された者と契約を締結する場合」に基づき、実施する。

(2) 業務名

令和3年度：農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業

「第一段階整備着手・実施、第二・第三段階整備事業者及び実施用地の確保、本取組の永続的な展開を図るための協定締結、エリアマネジメント組織の設立に向けた推進を業務」

(3) 業務内容

令和3年度：農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業「第一段階整備着手・実施、第二・第三段階整備事業者及び実施用地の確保、本取組の永続的な展開を図るための協定締結、エリアマネジメント組織の設立に向けた推進を業務」委託契約に関する特記仕様書（以下「仕様書」という）のとおり実施する。

ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された企業の企画提案内容を踏まえ、選定後の調整・協議に応じて変更することがある。

(4) 業務期間

契約締結の翌日から令和4年3月4日まで。

(5) 業務予算

11,992千円（消費税及び地方消費税を含む）以内

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超越した場合は失格とする。

また、提案書に対する内容審査で1・2番の評価が同点となった場合、提出された見積りの内容・額を踏まえ、確定を図る。

2. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者（単独提案）、共同で提案者となろうとする者（JV））は、次に掲げる事項を全て満たす者（共同で提案の場合は代表となる者を対象とし、参加する提案者については全員が②から⑧を満たし、⑨を提出できること）でなければならない。

- ① 村に一般競争（指名競争）参加資格申請書又は物品・委託業務業者登録申請書を提出し、受理されていること。
- ② 北中城村建設工事等入札参加指名停止要綱による指名停止を受けていないこと。
※公募型プロポーザル方式・・・告示日現在から受託候補者特定の日まで
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立てをした者に該当しないこと。同条2項の規定に基づく更生手続きの申立てをされた民間企業等でないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立てをした者に該当しないこと。同条2項の規定に基づく再生手続きの申立てをされた民間企業等でないこと。
- ⑥ 日本国内に本社を有し、沖縄県内に対応可能な技師・職員を配置している支店・支社、事業所を有する企業、沖縄に本社がある沖縄企業であること。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。
- ⑧ 本業務は事業の立上げを目的としており、地域の理解を得るための調整、地権者との調整、事業者の抽出・選定、施設・設備等の明確化、規制への対応・インフラ関係の協議、造成計画、資金計画（民間への補助・交付金の検討）、事業計画策定支援、事業推進と地域環境の向上に関する協定書・エリアマネジメント組織のあり方検討など業務内容が多種におよぶことから、作業項目に関する類似業務の経験、それら作業を遂行するための広い知識・対応力を持った技術士（同等の資格者でも可）又は豊富な経歴ある監理技術者職員の配置を行える事が必要となる。
- ⑨ 平成28年度以降（過去5年）に同様な地域づくり事業に関する業務及びそれに類する業務（グリーンツーリズム関係、地域振興施設・道の駅、市民農園・福祉農園・植物工場、優良田園住宅等の農村整備など）を国又は地方公共団体、民間企業等から受注した契約実績が3件以上あること。さらに、本村の状況を熟知しているものと判断する資格として、本村が発注した計画、環境に関する調査や産業振興に関する調査等の業務を受託した契約実績が1件以上あること。
契約の実績については業務実績調書（様式5）に記入のうえ、参考資料として契約書の写しと業務仕様書の写しを添付して下さい。なお、共同での提案者（JV）となる場合は、提案に参加する全ての者の実績（前記の同様な計画策定及びそれに類する業務を国又は地方公共団体、民間企業等から受注した契約実績ならびに本村との契約実績が無くても可）についても参考資料とともに提出のこと。

3. 公募方法及び参加手続き

(1) 公募方法

告示日（令和3年5月6日（木））に、役場掲示板にて公告し、北中城村ホームページにて公募を開始する。

(2) 実施要領・様式集・仕様書の入手方法

北中城村ホームページから実施要領（PDF）・様式集（Word）・仕様書（PDF）、平成29年度農をを活かした健康福祉活動の展開に資する基本構想・基本計画報告書（概要版）、平成30年、平成31年、令和2年度の「農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業」の各報告書（概要版）をダウンロードして、入手のこと。

交付期間は、HPへの掲載開始日から令和3年5月14日（金）午後5時まで。

(3) 参加手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、事前に参加意思表明書を令和3年5月17日（月）午後5時までに提出の上、企画提案書等の必要書類を提出期限までに不備無く受理されることをもって参加の手続きが完了したものとする。

4. 質疑応答について

参加意思表明書を提出し、本プロポーザルへの参加を希望するものにおいて、実施要領もしくは仕様書に関する質疑がある場合は、次のとおり質問書（様式1）を提出すること。

(1) 提出期限

令和3年5月18日（火）午後5時まで（必着）。

(2) 提出方法

質問書（様式1）を持参又はファクシミリにて提出。

(3) 回答日・回答方法

令和3年5月19日（水）午後1時から5時までの間に回答を行う。

質疑者に対し、ファクシミリで回答する。

5. 企画提案等の作成及び提出について

(1) 提出書類・必要部数

- ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2）：原本1部
- ② 実施体制各種調書及び企画提案書等：原本1部（企画提案書のみ副本6部提出のこと）
 - ア 会社概要（様式3）
 - イ 会社の技術者の概要（様式4）
 - ウ 業務実績調書（様式5）
 - エ 担当技術者調書（様式6）
 - オ 技術責任者の経歴及び実績等調書（様式7）
 - カ 再委託調書（様式8） c※再委託する場合のみ

キ 工程表（様式 9）

ク 参考見積書及び内訳書（任意様式）

ケ 企画提案書（任意様式）

- ・ A 4 版用紙 2 枚以内（両面活用のごと、カラー・図・表などでの表現も可）にまとめる。
- ・ 飛散しないように副本 6 部は片とじとし、原本（原稿）については副本と同様なものを 1 部と CD などのメディアに収めて提出のごと。
- ・ 文字の大きさは 10.5 ポイント以上とし、横書きを基本とする。

③ その他添付書類：原本 1 部

a 財務諸表等の写し（経営状況の把握できる資料）

※直近 2 カ年の貸借対照表及び損益計算書などを提出する

(2) 企画提案書の作成について

県内外の社会状況、農福連携や健康街づくり等を含む類似取組み、沖縄・本村の地理的特性、農業動向といった地域構造や営農特色、耕作放棄地の観光・医療・福祉・健康（予防）への利活用等、適切かつ実現性あるビジネスモデルを迫及していくという観点から本地域での取組むべき必要性・役割・機能を整理した基本計画のもとに、その意図やメリット等を含め、導入機能・設備・施設形態、地域資源活用の考え方、実施運営体制・取組みの成果のあり方、本施設の整備を行っていくための推進活動と事業性の検証、事業者の選定、事業実施用地の担保、可能な補助金・交付金の導入についてなどの業務を、仕様書に基づいて企画提案をおこなっていくこと。

(3) 提出期限等

① 提出期限は、令和 3 年 6 月 3 日（木）午後 5 時まで（必着）。

② 提出場所は、北中城村役場 農林水産課。提出方法は持参又は郵送（宅配便可）とする。

※郵送（宅配便含）で提出する場合は、受取り日時及び配達されたことが証明できる方法で行うこと。

6. 審査方法

プロポーザルの審査は、次のとおりとする。

- ・ 一次審査（参加資格・実績などを踏まえての資格等審査）と二次審査（提案内容の審査）を実施して、受託候補者を決定。
- ・ なお、審査の経過・結果等に関する問い合わせには応じない。
- ・ 参加資格を確認のうえ、提出された業務実施体制回答書、業務実績、配置担当者の実績・保有資格などについて、項目 7 で示す審査基準に基づき審査し、第一次審査では高い評価を得た上位の提案者 4 者（4 者目が同点の場合は両者とも合格とする）を選考する。
- ・ ただし、プロポーザルの提案者が少数（3 者以内）である場合は、第一次審査を省略し、第二次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施する。また、提案者が 1 者しかない場合は原則、提案書を採用とするが、参考としてヒアリングを実施し、目安となる基準点を設け、それに達する提案であったかを把握の上、著しく基準点に達しなかった場合は後日、提案書及びプロポにおける業務仕様書の内容を踏まえ、採用とされた提案者に対して見積金額とともに調整・協議

を図り、確定を図っていくこととする。

(1) 一次審査（資格審査）

実施日：令和3年6月4日（金）

第一次審査では参加資格を確認のうえ、項目7の一次評価(1)～(4)で示す審査基準に基づき提出書類について審査し、高い評価を得た提案者（上位4者）を選考していく。

結果は、参加者全員に書面で通知する。

(2) 二次審査（提案内容の審査）

実施日時：令和3年6月15日（火）午後1時半から4時までの時間内で実施

場 所：北中城村字喜舎場426-2 北中城村役場 第1庁舎2階会議室

第二次審査の実施詳細については、第一次審査結果通知の中で合格者に対して連絡を行う。

審査委員会の委員（7名）により、第一次審査で選考された者に対して企画提案プレゼンテーション及び質疑等を実施し、項目7の二次評価(1)～(7)で示す審査基準に基づき審査を行い、最も優れている提案を特定していく。

なお、第二次審査は各者30分（自己紹介の上、プレゼンテーション18分、質疑12分程度）の持ち時間を与えて実施していきます。また、審査に参加できる人数は3名以内（1名は様式6に記載されている責任者が出席のこと）とする。

注1) プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書に基づいて実施するものとし、プレゼンテーション実施時のプロジェクター及びホワイトボードの使用を認めないものとする。

注2) コロナ感染の状況が改善されない場合は、前年度と同様に企画提案書の書面審査だけを各委員が行い、対応を図ることとする。ただし、提出書面だけではヒアリングによる聞き取り審査よりも提案に対する内容理解への精度が低下することが考えられることから、補足資料としてA4判1枚（表裏の使用可）の追加提出を認めるものとし、その対応等については第一次審査結果通知の中で記載を行い、連絡していく。

(3) 審査結果の通知

※審査内容に係る質問や意義は一切受け付けをしない。

① 第一次審査

審査実施後2日以内に、審査結果を書面で通知する。なお、選考された者のみ、ヒアリング等の二次審査を実施する旨を記載して通知する。

② 第二次審査

審査実施後3日以内に、審査結果を書面により通知する。

7. 提案事業者及び企画提案書を特定するための審査（評価）基準

以下の審査（評価）基準に基づき審査を行っていく。

【一次評価】

- (1) 企業としての業務実績及び資格者数・組織体制など
- (2) 業務の取組み体制（作業の役割・分担）

- (3) 担当技術者の実績・保有資格など

【二次評価】

- (1) 業務の取組み体制（作業の役割・分担、明確かつ適切な実施体制か）
- (2) 業務に係る理解度
- (3) 地権者及び住民から賛同を得るための調整力、事業実施に向けた土地利用調整能力
- (4) 導入機能・施設整備、事業化に対する規制・制約などに関する知識度・問題解決への検証能力・的確性
- (5) 本業務を官民連携で推進するための課題認識・提案力、事業実施候補者との調整能力
- (6) 業務実施に関する手順・工程の妥当性
- (7) プレゼンテーション力

注1) 第2次審査の対象企業が2者以上の場合は、合計点の高い企業を合格の条件とする。

注2) 第2次審査評価は、(1)・(2)・(5)が各15点 (3)・(4)が各20点、(6)10点、(7)5点を基本とする。各項目に対して審査委員それぞれが自己の判断で評価（a:100%、b:80%、c:60%、d:40%、e:20%）を実施していく。

注3) 第2次審査の対象企業が1者だけの場合は、参考として実施するヒアリング評価において、合計点65点以上、評価c・d(0.6)が合計で3個までとし、e評価が無いことを問題なく採用への目安とする。なお、この目安に達しなかったとしても不合格とはせず、業務内容・作業についての調整・協議を図り、見積金額も含め確定していくこととする。

注4) 上位2社の評価が同点の場合は、価格評価とともに村がポイントとする業務に関する理解度、各作業項目における作業人工（理者の適正配置）、作業実施体制、各作業に関する類似の実績などを、あらためて検証して決定していく。

8. 日程

告示・HP公募開始	令和3年 5月 6日（木）
要領・様式・仕様書配布	告示日から令和3年 5月14日 17時まで （※参加意思表明書の提出期間は、5月17日 17時までとする）
質問受付締切	令和3年 5月18日 17時まで（持参又はファクシミリ必着）
質問回答	令和3年 5月19日 午後から質問書提出元にファクシミリで回答
企画提案書等受付締切	令和3年 6月 3日 17時まで（持参・郵送等必着）
第一次審査	令和3年 6月 4日
第一次審査結果通知	令和3年 6月 8日に発送（予定）
第二次審査	令和3年 6月15日 午後1時半から4時まで（予定）
第二次審査結果通知	令和3年 6月18日に発送（予定）
契約前の事前協議	令和3年 6月25日（予定）
契約の手続き	令和3年 6月30日（予定）

9. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2. 業務に要する費用（予定価格）を超越したもの
- (7) 審査に公平性を害する行為があった場合
- (8) 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められた状態に至った場合
- (9) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等、受託業者審査委員長が失格と認めた場合

10. 契約

受託候補者特定（確定）後、随意契約に係る調整・協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。その際、特定（確定）者とは、あらためて契約に関する見積についても調整・協議を図り、再度、提出を行うこととする。

11. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 企画提案書・資料等の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できない。
- (6) 北中城村情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則、開示の対象文書となる。
ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定（確定）前において、決定に影響がでるおそれがある場合については、候補者確定後の開示とする。

12. 担当部署（提出・問合せ先）

北中城村役場 農林水産課 担当：主査 城間昌太、地域活性化アドバイザー 鹿島直昭

沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場426番地2

TEL 098-935-2260（農林水産課直通）

FAX 098-982-0640